

計 画 期 間

令和2年度～令和12年度

埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年8月

埼玉県

目 次

I	埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画とは	1
II	埼玉県における酪農及び肉用牛生産の現状と課題	1
III	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	2
1	酪農及び肉用牛経営の生産基盤の強化	
(1)	酪農及び肉用牛経営における増頭・増産	
(2)	中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営体の育成、経営資源の継承	
(3)	経営を支える労働力や次世代の人材の確保	
(4)	家畜排せつ物の適正管理と利用の推進	
(5)	県産飼料基盤の強化	
2	需要に応じた生産・供給の実現	
(1)	需要等に応じた生乳と牛乳・乳製品の安定供給	
(2)	最適な生乳流通体制の構築	
(3)	需要等に応じた牛肉の安定供給	
(4)	輸出の戦略的な拡大	
3	次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造	
(1)	災害等に強い畜産経営の確立	
(2)	家畜衛生対策の充実・強化	
(3)	畜産GAP等の推進	
(4)	資源循環型畜産の推進	
(5)	安全確保を通じた消費者の信頼確保	
(6)	畜産業・畜産物に対する県民理解の醸成・食育の推進	
IV	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	10
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
2	肉用牛の飼養頭数の目標	
V	近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	11
1	酪農経営方式	
2	肉用牛経営方式	
VI	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	14
1	乳牛	
2	肉用牛	
VII	国産飼料基盤の強化に関する事項	16
VIII	集乳及び乳業の合理化並びに牛肉の流通の合理化に関する事項	17
1	集送乳の合理化	
2	乳業の合理化等	
3	牛肉の流通の合理化	

I 埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画とは

本計画は、埼玉県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3に基づき策定するものであり、令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）を計画期間とする。

II 埼玉県における酪農及び肉用牛生産の現状と課題

本県の畜産は、平成30年（2018年）には県内農業産出額の14.8%（261億円）を占め、野菜、米に続く基幹部門となり、酪農及び肉用牛生産は、畜産部門の中でも43.4%（114億円）を占めている。

本県における酪農経営は、同時期で188戸、経産牛飼養頭数6,130頭であり、戸数・頭数ともに5年間で約25%の減少を認めている。これは、高齢化や後継者不在を理由とした離農や比較的労働負担の低い肉用牛生産への経営転換によるものが多い。しかし、1戸当たり平均飼養頭数は同時期で44.9頭であり、5年間で約5%の増加が認められ、規模拡大の傾向が伺える。

年間生乳生産量においても、同時期で52,221 tであり、5年間で20.4%減少しているが、1頭当たり年間生乳生産量は5%の増加を認めている。また、平均規模以下の農家が戸数で約8割、生乳生産量で約5割を占めており、中小規模の家族経営が生産基盤を支えている。

肉用牛生産のうち肉専用種繁殖経営においても同時期で100戸、繁殖雌牛飼養頭数2,030頭であり、5年間でそれぞれ17.6%、31.0%増加している。肉専用種・乳用種・交雑種肥育経営は、同時期で62戸、肥育牛飼養頭数14,830頭であり、5年間で戸数は41.0%減少しているものの、飼養頭数は10.2%減少にとどまっており、規模拡大の傾向が伺える。

乳用初妊牛・肉用子牛の価格高騰や高齢化進行による労働力減少等、酪農及び肉用牛生産を取り巻く状況は厳しい。特に、労働負担の大きい酪農においては、高齢化を理由とした戸数減少が顕著であり、労働力不足がその持続的発展のボトルネックになる可能性がある。加えて、家族経営農家は、規模拡大をせずに経営を継続する傾向があり、このような現場のニーズに対応することも重要である。

生乳及び牛肉の安定供給には、生産基盤の強化や需要に応じた生産・供給体制の構築、次世代継承に向けた持続的な発展が欠かせない。そのためには、県・生産者・関係団体・事業者が連携して、計画的な増頭・増産、優良家畜の確保、担い手・後継者の育成・確保、最適な生乳流通体制の構築や災害等に強い畜産経営の確立等、現場の実情に合わせた多面的な取組を進める必要がある。

Ⅲ 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛経営の生産基盤の強化

(1) 酪農及び肉用牛経営における増頭・増産

本県の乳用牛・肉用牛の飼養頭数を確保するために、畜産クラスター事業等を活用した施設・機械整備、牛舎の空きスペースの活用、性判別精液や受精卵移植の活用による計画的な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大等による規模拡大を推進する。規模拡大にあたっては、公共牧場による乳用後継牛預託事業や繁殖雌牛・肥育素牛供給事業も活用する。

あわせて、優良乳用牛や優良肉用繁殖雌牛の導入並びに疾病の蔓延を防ぐための衛生管理の徹底及び繁殖成績を向上させるための適切な栄養管理等による飼養管理の適正化により、乳用牛・肉用牛の各個体の生産性向上に取り組む。

更に、肥育農家では、もと畜の導入経費の低減や安定的な確保を図るため、繁殖・肥育一貫経営への移行や地域内一貫生産体制の整備を一層促進するとともに、高齢化に伴う酪農家の肉用牛農家への転換を促すことで、肉用牛の生産基盤の強化を推進していく。

(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営体の育成、経営資源の継承

ア 新技術の実装等による生産性向上の推進

労働力不足が深刻化する中、経営の効率化による働き方改革の実現に向けて、各経営体の飼養形態や飼養規模に応じたロボット、ICT、IoT、AIといった新技術の実装を推進し、繁殖成績の改善や事故率の低減につなげ、供用期間の延長や飼養管理技術の向上を図る。なお、新技術の実装にあたっては、例えば、搾乳ロボットの導入により飼養管理方法が変化することや搾乳ロボットに適した素質を持った搾乳牛の選抜など、新技術の実装に応じた対応が必要となることに留意することが重要である。

また、高能力の牛群を整備するため、ゲノミック評価等の新技術を活用した家畜改良を推進し、産乳・産肉能力などの生産性が向上するように、家畜の更新、導入を推進する。

更に、酪農経営においては、既存の取組である牛群検定事業・後代検定事業の活用や適切な搾乳管理の励行等によっても生産性向上を図る。

イ 持続的な発展のための経営能力の向上

安定した経営継続や就農後の経営の早期安定を図るためには、適切な経営管理を行う必要があることから、農業経営の法人化を促進するとともに、畜産コンサルタントによる経営指導や、研修等を通じた経営マインドに優れた次世代の経営者育成を推進する。法人化を行わない場合であっても、持続的・安定的な経営を図るため、家計と経営を分離した計画的な事業運営の実施を推進する。

ウ 既存の経営資源の継承・活用

地域内に存在する廃業による空き畜舎や移譲希望者を、貴重な農業経営資産として、新規就農者や規模拡大農家等の継承希望者へ継承する取組を推進する。なお、事業継承においては、平成31年（2019年）に創設された後継者が事業用資産を承継する際に活用可能な個人版事業承継税制（令和10年12月31日までの贈与又は相続等が対象）や令和2年度（2020年度）の税制改正に盛り込まれた認定新規就農者が利用する機械装置等を農協等が取得した場合の固定資産税の減税措置（令和4年3月31日までに取得・利用するものが対象）の活用を促進する。

（3）経営を支える労働力や次世代の人材の確保

ア 新規就農者の確保と担い手の育成

酪農及び肉用牛生産の新規就農等には、飼養管理施設・機械の整備や家畜の導入が必要であり、多額の投資負担が生じる。また、就農前後の継続的な研修等を通じ、飼養・経営管理に係る技術・知識習得と向上が必要である。そのため、施設・機械の整備については、畜産クラスター事業等の活用や空き畜舎の継承等により負担の軽減を図るとともに、農業大学校での新規就農者に対する研修を充実・強化する。なお、関係機関は、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得が図られるよう、新規就農者等への研修機会の提供に努める。加えて、長年生産に携わってきた熟練の経営者等、地域の生産者の協力を得ることにより、知識・経験の継承を進める。

イ 外部支援組織の育成・強化

飼料生産・調製から、飼養管理、家畜排せつ物の処理といった多岐にわたる業務が存在する酪農及び肉用牛生産において、作業の一部を外部支援組織に委託することは、持続的な経営を実現する上で、有効な取組である。特に、畜産農家の休日の確保、傷病時の経営継続等のために労働力を提供するヘルパーについては、新規就農者等の技術習得の場としての活用も期待できることから、関係団体のヘルパー利用組合の活動を支援する。

ウ 就職就農による人材の確保

今後は、更に労働人口が減少しつつある中、人材の獲得競争は一層厳しくなることが見込まれる。畜産業界で資質・能力のある人材の確保や新規就農の促進及び後継者の育成を図るためには、経営を立ち上げる新規就農のみならず、法人経営等（ヘルパー等の外部支援組織や研修農場を含む。）に従業員として就職し、OJTにより飼養管理技術や経営ノウハウを習得できる「就職就農」も促進する。

エ 多様な人材の活用

労働力不足が深刻化する中、今後、ますます多様な人材を活用することが求められる。そのため、女性が畜産経営に一層参画できるよう、畜産経営に携わる女性ネ

ネットワークづくりや経営力向上のための研修会開催等の取組を推進する。あわせて、家畜の飼養や機械操作等の経験のある高齢者がこれまでの経験を活かし、意欲と能力に応じて外部支援組織等の作業に従事することや、農福連携の取組も行いつつ、外国人技能実習及び特定技能制度の活用も推進する。

(4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に基づき、適正な管理を徹底するとともに、有用な有機質資源として、土壌還元を基本とした堆肥利用を進める。

このため、経営の規模拡大や家畜排せつ物の処理高度化施設の老朽化等に応じて、計画的な補改修や機能強化を推進する。あわせて、循環型農業に取り組み耕種農家や、飼料用稲・飼料用米生産等を通じた耕畜連携の強化や、堆肥供給情報の提供による堆肥の利用拡大を推進する。

また、耕種農家のニーズに即した良質堆肥を生産・供給するため、堆肥生産技術の開発をはじめ、畜産農家への情報提供や技術指導を行っていく。

一方、県内の畜産経営に起因する苦情は、悪臭や衛生害虫の発生であることが多く、家畜排せつ物の適正管理や畜舎環境の改善による適正な家畜の飼養管理等について、関係機関が連携して指導する。

(5) 県産飼料基盤の強化

酪農及び肉用牛の生産基盤を強化するためには、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。濃厚飼料の大部分は輸入に依存しているが、今後、世界的な穀物需給の逼迫や気候変動により生産量が減少し、その結果として、生産コストが押し上げられるおそれがある。このため、輸入飼料に過度に依存した畜産から県産飼料に立脚した畜産への転換を推進する。具体的には、引き続き、優良品種の普及を進めるとともに、気象リスクに対応した飼料生産のため収穫適期が異なる複数の草種の導入、水田を活用した青刈りとうもろこし及びWCS用稲の生産、コントラクターの育成及び飼料貯蔵用施設・生産用機械の整備等を推進する。

あわせて、輸入とうもろこしの代替品として、引き続き、飼料用米について、多収品種の利用、コスト削減、飼料用米給与畜産物のブランド化、複数年契約による安定生産・供給を推進する。

一方、放牧は、飼料費の低減による収益性の向上のほか、適度な運動による受胎率の改善、肢蹄の強化など、牛の生産性の向上に寄与することも期待される。そのため、放牧技術の普及・高度化や人材育成を推進し、放牧の普及を図る。なお、放牧の普及に当たっては、「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）」に基づく放牧の停

止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じておく必要があることに留意しなければならない。

2 需要に応じた生産・供給の実現

(1) 需要等に応じた生乳と牛乳・乳製品の安定供給

平成30年度（2018年度）現在、本県では、飲用牛乳等製造については7工場、乳製品製造については11工場が稼働しているほか、地域と連携したチーズ工房1工場も稼働している。近年多発する災害等の不測の事態による急激な需要変動があっても生産基盤を毀損することなく、需要と多様な消費者ニーズに応じた生乳生産と牛乳・乳製品製造を図っていくためには、生産基盤の強化はもとより、生乳生産から牛乳・乳製品製造販売までの各段階で、必要な対応を講じる必要がある。

そのため、生産者においては、高品質な生乳生産と規模拡大等による生産性向上を、乳業者においては乳製品製造に必要な設備投資及び商品開発並びに消費者ニーズに即した牛乳・乳製品の安定供給を図っていく。加えて、生産者と乳業者は、生産・需給環境を踏まえた適切な配乳調整のあり方や需要の拡大方策の検討に努めることとする。また、関係団体は、生乳や国内外の牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析を行い、関係者に対して緊密な情報共有を行う。

(2) 最適な生乳流通体制の構築

平成30年度（2018年度）から加工原料乳生産者補給金制度が新たな仕組みとなり、生産者補給金の交付対象が従来の指定生乳生産者団体（現在の指定事業者）以外に出荷される加工原料乳にも拡大された。特に、牛乳・乳製品は、日常品からこだわりの高級品まで多様なニーズがあるため、酪農経営自らが新たな制度を活用して付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発・製造販売に取り組むことも酪農経営の所得向上という観点からも有効である。

新たな制度の下での適切な生乳流通体制を構築するため、補給金制度が正しく機能するよう、県や関係団体は制度の適切な運用を生産者に周知徹底するとともに、酪農経営自らによる付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発、製造販売等の取組を支援する。

(3) 需要等に応じた牛肉の安定供給

平成30年度（2018年度）の本県における和牛去勢の格付け割合は、A5が42.6%、A4が38.3%であり、A4以上の割合は全体の8割超となっており、特にA5の割合が上昇している。一方で、消費者は、A5など脂肪交雑の多い牛肉だけでなく、近年、健康志向の高まりや、食味・食感の良さ、価格の高止まりを理由に、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉も求める傾向がある。今後、牛肉生産量の増加に当たって

は、このような様々な消費者ニーズにも留意する必要がある。このため、消費者の満足度（効用）を最大化させる観点から、脂肪交雑のみならず、増体性や歩留まりなどの肉量に関する形質はもとより、脂肪の口溶けなど食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の含有量などに着目した改良を、和牛の遺伝的多様性に配慮しつつ推進する。あわせて、焼肉等で根強い需要がある交雑種牛肉や乳用種去勢牛肉についても、酪農経営における性判別技術の活用や和牛受精卵移植の推進により供給量は減少しているものの、需要に見合った生産を推進する。

（４）輸出の戦略的な拡大

少子高齢化等により国内の農林水産物・食品の市場が減少傾向にある一方、世界に目を向けると、人口の増加や各国の経済成長等に伴い、世界の食市場は拡大が見込まれており、日本食に対する関心の高まりと併せて、国産畜産物の輸出拡大の機運が高まっている。

特に和牛は、畜産関係者の長年の努力により築き上げられた我が国固有の財産であり、和牛肉は、ブランド価値が国内外を問わず高く評価されている。輸出の意向のある和牛生産者及び関係事業者に対して、国の補助事業を活用する等必要な支援を行う。

なお、和牛遺伝資源の不適正な流通は、我が国の肉用牛振興に重大な影響を及ぼすおそれがある。国内外での和牛のブランド価値を守るため、「家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）」に基づき、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産価値の保護強化に取り組む。

3 次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造

（１）災害等に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨、震災等の大規模災害が頻発しており、酪農及び肉用牛生産に影響を与えている。実際、平成30年（2018年）の北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風（台風15号）では、大規模な停電が発生し、畜産物の生産・流通に大きな影響を与えた。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等の社会的要因によっても、経営は大きく影響を受ける。これらの災害や社会的要因への備えは酪農及び肉用牛生産の持続的な発展にとっても重要である。

災害等への備えは、各経営の責務であり、非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済等への加入、業務継続計画の作成等、各経営で行うことができる必要な備えを行うことが重要であるとともに、地域としても非常用電源の融通等の防災計画を検討しておくことが必要である。

(2) 家畜衛生対策の充実・強化

牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病は生産性の低下につながるほか、口蹄疫等の伝播力の極めて強い疾病は酪農及び肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼしかねず、その対策が欠かせない。口蹄疫等は近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介して農場に侵入するリスクが極めて高いことから、引き続き「病原体を農場に入れない」ための防疫対策を徹底することが重要である。

また、乳房炎等の一般疾病も生産性の低下につながることから、その予防は経営改善のためにも重要な課題である。

更に、飼養衛生管理の向上は抗菌剤の使用機会の低減にも繋がり、薬剤耐性菌の出現を抑制する上でも重要な要素である。

ア 農場における防疫対策・衛生指導

家畜の伝染性疾病については、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「的確・迅速なまん延防止措置」の要点を踏まえた対応が図られるよう、県は、飼養衛生管理指導計画を策定し、市町村等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守指導、発生時の的確・迅速な防疫措置のための準備の徹底等を行う。

また、生産者は、飼養衛生管理の責任者の選定や講習会への参加、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報等をそれぞれ行う。と畜場や飼料業者等の関連業者及び関連団体は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための衛生管理の徹底に協力し、地域的な防疫対策の強化にも取り組む。

加えて、県は、国内に浸潤している慢性疾病についても、生産者等に対し、その発生予防とまん延防止のための指導を行うほか、生産性を低下させる一般疾病についても必要な衛生指導を行う。

イ 産業動物獣医師の確保・育成

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のための指導や飼養衛生管理基準の遵守指導、一般疾病に対する衛生指導を行うためには、産業動物診療獣医師や公務員獣医師（家畜防疫員）等の確保・育成が必要である。そのため、県は、インターンシップ制度等の活用により、獣医学生の産業動物分野への就業の動機付けを図るとともに、就業後は各種研修会の開催等により能力向上を図る。

(3) 畜産GAP等の推進

GAPや農場段階でのHACCPの実施は、生産性の向上、効率性の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながるものであり、人材の育成にも有効な手法である。加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の取組が見える化することは、他者からの信頼確保につながり、持続可能で付加価値の

高い畜産物生産に資するものである。このため、HACCPの考え方を基礎とする「県優良生産管理農場認証制度」の活用により飼養衛生管理向上を図るとともに、JGAP（家畜・畜産物）、農場HACCP等の実施及び認証取得を一層推進する。

アニマルウェルフェアについては、国際獣疫事務局（OIE）が示す国際的な指針を踏まえ、「5つの自由」に沿った飼養管理の基本的な考え方等について理解醸成を図る。

（４）資源循環型畜産の推進

酪農及び肉用牛生産の持続的な発展のためには、家畜排せつ物や畜舎排水を適正に管理し環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農作物生産に地域で生産される堆肥等を活用し、資源を循環させる取組が重要である。

特に、家畜排せつ物の適正な管理と利用は、一層重要性が増している。堆肥の供給が過剰な地域もあることから、その更なる利用に向けてペレット化による広域流通等の取組を推進することで、ほ場への適切な還元を推進する。

また、放牧は、適切な草地管理を行うことによる資源循環に加えて、アニマルウェルフェアや飼養管理、家畜排せつ物処理、飼料生産の省力化による働き方改革にも資することから、その取組を推進する。

（５）安全確保を通じた消費者の信頼確保

酪農及び肉用牛生産の競争力の強化のためには、生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給及び食品の安全確保に取り組み、消費者の信頼を得る必要がある。食品安全に関する国際的な考え方が「後始末より未然防止」を基本に、「全工程における管理の徹底」となっていることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理等の着実な実施を推進する。加えて、畜産物の安全確保に関する情報発信を積極的に行う。

ア 製造・加工段階での衛生管理の高度化

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年公布）により、令和2年（2020年）6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化された。

一般に小規模事業者においては衛生管理の高度化が課題となっており、制度の改正を契機に、畜産関係事業者に対しHACCPに沿った衛生管理の徹底を促していく。特に、畜産物の輸出拡大を見据えている事業者に対しては、米国・EU並みの衛生水準を確保するため、その徹底を一層促す。

また、牛乳・乳製品の異味異臭疑い事案の発生を防止するため、乳業者においては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）」に定められた規定の遵守、生乳受入・製品出荷時の風味検査の徹底等、衛生管理の向上に努める。

イ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するための原料・製造方法の規制、安全性の確認、飼料添加物の指定等のリスク管理を的確に行い、国際基準に調和しつつ、安全を確保することが重要である。

関係機関及び県は、飼料・飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査・指導等を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに公表する。

ウ 動物用医薬品に係る安全確保

動物用医薬品については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。県は、国と連携して、薬事監視員による監視指導を的確に実施する。

エ 薬剤耐性菌対策の徹底

抗菌剤は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用により薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への悪影響のリスクも常に存在する。

県は、抗菌剤の使用実態及び薬剤耐性菌の出現状況の監視、リスク評価結果等に基づく限定使用や使用中止等、適切なリスク管理措置を計画的に推進する。

(6) 畜産業・畜産物に対する県民理解の醸成・食育の推進

酪農及び肉用牛生産は、「牛」を飼うことで、良質な動物性たんぱく質を供給し、傾斜地等の効率的に利用しにくい土地も活用して「草」を作り、地域の「人」達と連携し、基幹産業として地域を活性化する産業である。このような地域資源の活用、国土保全や景観形成、堆肥還元による資源循環、雇用の創出等の酪農及び肉用牛生産の多面的な機能を消費者に理解してもらうことは重要である。

そのため、県は、ホームページや県有施設等における広報・展示や県政出前講座等により、畜産に関する情報発信を引き続き行っていく。加えて、生産者や地域の畜産関係者、生産者団体は、連携して、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動のほか、学校の花壇に堆肥を使ってもらうなど、地域への貢献、地域活動への参画を通じて、生産現場や畜産物への理解醸成の取組を促進する。

特に、学校給食用牛乳については、児童・生徒の体位・体力の向上に資する牛乳の飲用習慣の定着化だけでなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会として重要であり、引き続き、学校給食への安定的な牛乳等の供給を推進する。

IV 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度・2018年度）					目標（令和12年度・2030年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
埼玉県	県全域	8,440	6,560	6,130	8,519	52,221	5,500	4,200	4,000	9,000	36,000

(注) 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

2. 「目標」は令和12年度の計画数量を、「現在」は平成30年度の数値とする。以下、諸表において同じ。

3. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

4. 現在値は、農林水産省「畜産統計調査」、「牛乳乳製品統計調査」。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度・2018年度）								目標（令和12年度・2030年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
埼玉県	県全域	17,490	2,030	7,640	630	10,300	3,160	4,030	7,190	16,150	2,300	8,000	950	11,250	2,700	2,200	4,900	

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

4. 現在値は、農林水産省「畜産統計調査」。

V 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標															備考	
	経営形態	飼養形態					牛		飼料							人							
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト		労働		経営			
																生乳1kg当たり費用合計	経産1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得		主たる従事者1人当たり所得
頭	つなぎ	酪農ヘルパー公共牧場	分離給与	ha	kg	産次	kg/10a	ha	—	稲WCS	%	%	割	円	時間	時間	万円	万円	万円	万円			
酪農ヘルパー等を活用し省力化を図る家族経営	家族(1戸1法人も含む)	40	つなぎ	酪農ヘルパー公共牧場	分離給与	-	8,900	3.7	混播牧草 4,000 青刈りとうもろこし 5,700	8	—	稲WCS	50	50	5	99	101	4,050 (2,000時間×1人)	4,600	3,540	1,060	530	県全域
搾乳ロボット等を活用し規模拡大を図る家族経営	家族(1戸1法人も含む)	100	フリーストール	酪農ヘルパー公共牧場	TMR給与	-	9,200	3.7	イタリアンライグラス 4,000 青刈りとうもろこし 5,700	8	—	稲WCS・飼料用米	50	50	5	96	36	3,600 (1,800時間×2人)	11,520	8,820	2,710	1,350	県全域
耕畜連携を活用する大規模法人経営	法人	200	フリーストール	公共牧場	TMR給与	-	9,400	3.7	青刈りとうもろこし 5,700	18	—	稲WCS	50	50	5	106	85	16,690 (2,000時間×3人)	22,810	19,940	2,870	960	県全域

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要					生産性指標															備考				
	経営形態	飼養形態				牛				飼料					人										
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働				経営			
																	子牛1頭当たり費用合計	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入		経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
耕作放棄地等での放牧を活用した家族経営	家族	頭	牛房群飼	—	分離給与	遊休農地(3)	ha	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg/10a	ha	—	—	%	割	千円	時間	時間	万円	万円	万円	万円	県全域
		30				12.5	23.5	8.0	280	イタリアンライグラス 4,000	6			20.0	9	288	45	3,470 (1,600時間×2人)	2,250	990	1,260	630			

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要					生産性指標																	備考				
	経営形態	飼養形態				牛					飼料							人									
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営					
肥育牛1頭当たり費用合計	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																					
肉専肥育家族経営 (増体に優れた系統。飼料用米活用)	家族	頭 200	牛房群飼	—	分離給与 自動給餌器	ha —	ヶ月 8.0	ヶ月 26.0	ヶ月 18.0	kg 760	kg 0.88	kg/10a 稲WCS 3,700	ha 7.0	—	—	わら稲WCS飼料用米	% 20.0	% 20.0	割 3	千円(%) 346	hr 29	hr 3,810 (1,800×1人)	万円 15,380	万円 13,490	万円 1,890	万円 950	県全域
肉専一貫経営 (増体に優れた系統。飼料用米活用)	法人	繁殖牛 150 育成牛 100 肥育牛 250	牛房群飼	—	TMR給与	有休農地(1)	8.0	26.0	18.0	760	0.88	イタアンライグラス 4,000 稲WCS 2,800	10.0	—	—	わら稲WCS飼料用米	20.0	40.0	4	449	子牛 26 肥育牛 21	8,245 (1,800×4人)	15,785	12,225	3,560	890	県全域
交雑種及び乳用種の育成・肥育経営	家族	交雑種 150 子牛75 乳用種 100 子牛50	牛房群飼	—	分離給与 自動給餌器	—	交雑種 7.0 乳用種 7.0	交雑種 25.0 乳用種 19.0	交雑種 18.0 乳用種 12.0	交雑種 830 乳用種 780	交雑種 0.99 乳用種 1.34	混播牧草 4,000	10.0	—	—	20.0	25.0	5	交雑種 330 乳用種 282	交雑種 8 乳用種 8	2,970 (1,800×1人)	12,700	12,100	600	600	県全域	

VI 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家 戸数	②飼養農家 戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数③/②
					③総数	うち成牛頭数	
埼玉 県	現在 (平成30年度・ 2018年度)	戸 28,618	戸 188	% 0.65	頭 8,440	頭 6,560	頭 44.9
	目標 (令和12年度・ 2030年度)	—	94	—	5,500	4,200	59

- (注) 1. 現在値は、農林水産省「畜産統計調査」。
2. 総農家戸数は、農林水産省「農林業センサス」の耕種及び畜産農家戸数。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための取組

ア 規模拡大のための取組

- ① 法人化を推進する。
- ② 畜産クラスター事業等を活用して、施設整備を推進する。
- ③ ロボット、ICT等の新技術を活用し、省力化を図る。
- ④ ゲノミック評価等を活用し、高泌乳や長命連産等の特性をもつ家畜の更新・導入を推進する。
- ⑤ 性判別精液・受精卵を活用し、優良な乳用後継牛を確保する。
- ⑥ 酪農ヘルパーや公共牧場を活用し、労働負担等の軽減を図る。
- ⑦ 牛群検定事業及び後代検定事業を活用し、生産性の高い牛群を作る。
- ⑧ 過搾乳の防止や乳用牛の栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、牛舎環境の改善等の取組を推進し、供用期間の延長を図る。

イ 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

- (2) のアの③～⑧の取組を推進する。

ウ ア・イを実現するための地域連携の取組

畜産クラスターの仕組みを活用しつつ、関係機関が連携して、地域での分業化や集約を推進し、労働負担軽減による飼養管理の改善及び労働余力を有効活用した生産規模の拡大を図る。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農 家数	② 飼養農 家戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種			乳用種等			
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用 種繁殖 経営	埼玉 県	現在 (平成30年度・ 2018年度)	戸 28,618	戸 100	% 0.34	頭 2,030	頭 2,030	頭 2,030	頭 0	頭 0	頭 0	頭 0	頭 0
		目標 (令和12年度・ 2030年度)	-	100	-	2,300	2,300	2,300	0	0	0	0	0
肉専用 種肥育 経営	埼玉 県	現在 (平成30年度・ 2018年度)	28,618	25	0.08	8,270	8,270	-	7,640	630	0	0	0
		目標 (令和12年度・ 2030年度)	-	20	-	8,950	8,950	-	8,000	950	0	0	0
乳用 種・交 雑種肥 育経営	埼玉 県	現在 (平成30年度・ 2018年度)	28,618	37	0.12	7,190	0	0	0	0	7,190	3,160	4,030
		目標 (令和12年度・ 2030年度)	-	35	-	4,900	0	0	0	0	4,900	2,700	2,200

(注) 総農家戸数は、農林水産省「農林業センサス」の耕種及び畜産農家戸数。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための取組

ア 規模拡大のための取組

- ① 法人化を推進する。
- ② 畜産クラスター事業等を活用して、施設整備を推進する。
- ③ ロボット、ICT等の新技術を活用し省力化、分娩管理システムの導入による分娩事故の防止、牛群管理システムによる分娩間隔の短縮等を図る。
- ④ 地域内の飼料用米や飼料用稲の利用拡大による飼料費の削減を図る。
- ⑤ ゲノミック評価及び公共牧場の活用により、優良な形質を持った肉用繁殖雌牛や肥育素牛の生産を推進する。
- ⑥ 獣医師や家畜人工授精師と連携し繁殖成績の向上を図る。

イ 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

(2) のアの③～⑥を推進する。

ウ ア・イを実現するための地域連携の取組

畜産クラスターの仕組みを活用しつつ、関係機関が連携して、地域での分業化や集約を推進し、労働負担軽減による飼養管理の改善及び労働余力を有効活用した生産規模の拡大を図る。

VII 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在 (平成30年度・2018年度)	目標 (令和12年度・2030年度)
飼料自給率	乳用牛	27.3%	31.0%
	肉用牛	17.6%	20.0%
飼料作物の作付延べ面積		1,019ha	1,050ha

(注) 現在値は、農林水産省「作況調査」。なお、作付延べ面積は、平成29年2月1日現在。

2 具体的取組

(1) 粗飼料基盤強化のための取組

ア 畜産クラスター事業等を活用し、粗飼料生産に必要な施設・機械整備を推進する。

イ 飼料用稲については、現在県内で普及している「はまさり」に加え、「つきすずか」等の高糖分高消化性飼料用稲の普及を進める。

(2) 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

関係機関と連携し耕種農家とのマッチングによる飼料用米の生産利用拡大とソフトグレインサイレージの普及を図る。

Ⅷ 集乳及び乳業の合理化並びに牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

本県の酪農家戸数は平成25年度（2013年度）の約7割、生乳生産量は約8割まで減少している。この現状を踏まえ集乳路線の合理化が行われてきており、クーラーステーションについては、平成30年度（2018年度）現在で2か所となっている。

今後も生乳生産等の動向を注視しつつ、乳業工場直送、県及びブロックを跨いだ集乳方法等も取り入れた集乳路線の見直しを図り、持続的な流通体制を構築することで、集送乳経費の高騰を極力抑制する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量2トン以上)		①1日当たり 生乳処理量	②1日当たり 生乳処理能力	稼働率 ①/②× 100	備考
				合計	kg	kg	%	
埼玉県	現在 (平成30年度・ 2018年)	飲用牛乳を主に 製造する工場	5 工場	合計	233,636	415,722	56	
				1工場平均	46,727	83,144	56	
		乳製品を主に製 造する工場	4 工場	合計	79,582	172,900	46	
				1工場平均	19,896	43,225g	46	
	目標 (令和12年度・ 2030年)	飲用牛乳を主に 製造する工場	5 工場	合計	233,636	415,722	56	
				1工場平均	46,727	83,144	56	
		乳製品を主に製 造する工場	3 工場	合計	47,500	104,200	46	
				1工場平均	15,833	34,733	46	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」は、年間生乳処理量を365日で除した数値。

2. 「1日当たり生乳処理能力」は、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計。

(2) 具体的な取組

平成30年度（2018年度）では、県内の乳業工場は13工場あり、そのうち日量2トン以上処理する工場は9工場である。それらは、大手乳業グループ工場、中小乳業工場、酪農協関係工場、6次化取組事例からなり、再編は大手乳業グループ工場を中心にある程度、終了している。今後の再編及び合理化にあたっては、消費動向、生乳生産の推移及び乳業工場の立地条件に配慮しながら、計画的な再編を進めていく必要がある。

また、引き続きHACCPに沿った衛生管理の徹底を促し、学校給食用牛乳の安定的な供給、牛乳・乳製品の消費拡大等に取組み、現在の処理量を維持していく。

3 牛肉の流通の合理化

(1) 食肉処理加工施設の現状（平成30年度・2018年度）

名称	設置者(開設者)	設置(開設) 年月日	年間 稼働 日数	①と畜 能力(頭) 1日当たり		②と畜 実績(頭) 1日当たり		稼働率 ②/① %	③部分肉処理 能力(頭) 1日当たり		④部分肉処理 実績(頭) 1日当たり		稼働率 ④/③ %
				うち牛	うち豚	うち牛	うち豚		うち牛	うち豚			
さいたま市と畜場	さいたま市	昭和36年12月25日	243	2,000	1,000	381	160	19.1	0	0	0	0	—
川口食肉荷受株式会社	川口食肉荷受株式会社	昭和42年7月14日	220	1,270	520	92	92	7.2	0	0	0	0	—
和光ミートセンター	株式会社アグリ・ワン	平成6年10月1日	254	830	480	361	172	43.5	100	100	76	76	76.0
越谷食肉センター	日本畜産興業株式会社	昭和44年7月1日	242	1,320	320	814	56	61.7	1,220	320	1,030	280	84.4
県北食肉センター	県北食肉センター協業組合	平成14年2月26日	250	700	0	598	0	85.4	700	0	313	0	44.7
本庄食肉センター	協業組合本庄食肉センター	平成14年3月12日	255	854	164	703	100	82.3	731	164	564	84	77.2
計	6か所	—	—	6,974	2,484	2,949	580	42.3	2,751	584	1,983	440	72.1

(注) 1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載。「うち牛」についても同じ。

3. 北埼玉食肉センター(北埼玉食肉センター事業協同組合)は、平成30年度に稼働を休止し、令和元年度に解散した。

(2) 食肉処理加工施設の再編整備目標

さいたま市と畜場は、県内最大の食肉処理施設であり、本県における食肉の流通拠点としての役割を果たす基幹的施設である。中央卸売市場を併設する施設として、その優位性を活かしながら集荷・販売に計画的に取り組み、多様化するニーズに的確に対応していく必要がある。他の食肉処理施設との統合も視野に入れながら、部分肉処理への対応などの機能面を強化するための施設整備を推進していく。

川口食肉荷受株式会社、和光ミートセンター、越谷食肉センター、県北食肉センター及び本庄食肉センターの計5施設は老朽化が進んでいる施設があること、また、海外輸出を進めている施設もあることから、計画的に施設の補改修を行っていく必要がある。さらに付加価値の高い食肉の供給体制を構築するための施設整備を推進する。あわせて、今後は必要に応じて基幹的施設との統合も検討する。

(3) 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度・2018年度）						目標（令和12年度・2030年度）																		
		①出荷頭数	出荷先				②/①	③出荷頭数	出荷先				④/③													
			県内			県外			県内			県外														
			②食肉処理加工施設	家畜市場	その他				④食肉処理加工施設	家畜市場	その他															
埼玉県	肉専用種	4,764	頭	1,247	頭	—	頭	—	頭	3,517	頭	26.2	%	頭	5,000	頭	1,500	頭	0	頭	0	頭	3,500	頭	30.0	%
	乳用種	2,288	頭	305	頭	—	頭	—	頭	1,983	頭	13.3	%	頭	1,960	頭	294	頭	0	頭	0	頭	1,666	頭	15.0	%
	交雑種	2,049	頭	1,711	頭	—	頭	—	頭	338	頭	83.5	%	頭	1,100	頭	935	頭	0	頭	0	頭	165	頭	85.0	%

(4) 具体的取組

本県の食肉処理施設（と畜場）は、市、協業組合、株式会社により設置されているが、県内資源の減少等による稼働率が約42%となっている。各食肉処理施設は、輸出拡大に取り組むこと等により、県内資源の集荷はもとより、近県からの集荷拡大に努める必要がある。

一方、量販店のシェア拡大や外食産業の進展に伴い、実需者から食肉処理施設に対する部分肉処理や加工処理の需要も増加している。このため施設面では、と畜から部分肉処理、高度加工処理まで一貫して行い、付加価値の高い食肉を供給できる体制の整備を推進する。衛生面では既に取り組んでいるHACCPに基づく衛生管理の維持向上を図る。

県産食肉については、県民における畜産に対する理解の醸成を図ることが重要である。このため、学校関係者と連携した食育の普及や生産者及び消費者団体等と連携した県産食肉のPRにより消費拡大を図っていく。

